

第
5086
号

(2-2)

READAS

リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2014年)平成26年 10月 14日 火曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 社員に対する貸付金の利子

Q：社員に対する貸付金の利子の取扱いが変わったようですが、どのようになったのですか？

A：平成26年中に貸付けた社員貸付金の金利は、年1.9%となります。

【解説】

会社が役員又は使用人に貸付けた社員貸付金の利子相当額は、次のように評価することになっていました。

- ①他から借り入れて貸し付けたものであることが明らかである場合は、その借入利率により評価する。
- ②会社の自己資金を貸し付けたものである場合は、その貸付けをした日の属する年の前年11月30日を経過する日の日本銀行法に定める商業手形の基準割引率の年4%の利率を加算した利率
このうち②の取扱いが、次のように改正になりました。
- ③各年の前々年の10月から前年の9月までの間の各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合(特例基準割合)に、年1%の割合を加算した割合により評価する。

具体的には、平成26年中に貸し付けた社員貸付金の金利は、財務大臣が告示した割合0.9%に1%を加算した1.9%を適用することとなります。利率は、その貸し付けた年度のものをずっと適用していきます。

